ゆふ 商工会だより

第７号

由布市商工会
由布市庄内町柿原207-4
TEL：097-582-0094
FAX：097-582-3390

発行者：由布市商工会
会長　利光　直人
発行日：平成27年１月26日

新春挨拶

利光会長

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと存じます。平成27年の新春を迎え、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年末には衆議院の解散選挙が行われ、安倍政権に対する国民の高い評価と、安定した政権による強力な政策実行への期待を反映した選挙結果になりました。

安倍政権が今回の選挙で示された「力強い景気対策と経済の好循環の全国各地への波及」、「中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい支援」、「地方創生」「総合的な少子化対策」、「震災復興の加速」、「法人税改革」、「安定的かつ低コストのエネルギー需給構造の確立」、「持続可能な社会保障制度の確立」などの政策が、速やかに実行されることを強く期待しているところであります。

さて、昨年は安倍政権による経済政策の効果により、先行きに明るい兆しが見え始めてきました。しかしながら、地域経済は、依然として厳しい状況が続いており、未だ景気回復の実感を得ているとは言えません。特に中小・小規模企業の経営状況は依然として厳しく、景気回復を実感するまでには至っておらず、相当期間を要するものと思われます。

こうした状況の中、商工会は活動の原点に立ち返り、地域の商工業の総合的な改善発達を図る「総合経済団体」として、また、中小企業、とりわけ小規模企業を対象に経営改善普及事業を実施する「支援機関」として、これまで以上に会員の視点に立った活動を展開していかなければなりません。昨年は多事多端の明け暮れに終始したのでありますが、会員の皆様の深甚なご理解と力強いご支援によって、商工会運営に混乱を招くことなく、明るい新年を迎えることができましたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。

会員事業所の経営の安定と繁栄を図るため、社会経済情勢などの変化に即応して、また、国・県・市の施策を有効に活用するとともに、組織運営の方法を改善し、会員サービスの向上の徹底化を図ってまいりたいと存じます。

ここに輝かしい新年を迎えるにあたり、私ども商工会は、さらに責任の重大なことを一層痛感し、役職員が一体となって、精進していく所存であります。

なにとぞ、会員の皆様の一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様のご繁栄とご多幸を心からご祈念いたしまして、新年のご挨拶と致します。

謹賀新年・役員

〔会　長〕
利光直人（挾間）

〔副会長〕
角田豊美（庄内）
大谷　章（湯布院）

〔理事〕

今吉達也（湯布院）
木戸浩久（湯布院）
麻生洋一（湯布院）
太田英一（湯布院）
河野千年（湯布院）
篠原正光（湯布院）
右田勝一郎（湯布院）
三苫啓蔵（湯布院）
渡辺理（湯布院）
小野嘉一郎（庄内）
長尾康治（庄内）
江藤寿彦（庄内）
吉瀬博公（庄内）
佐藤清（庄内）
得丸英利（庄内）
橋本千年（庄内）
佐藤二郎（挾間）
池見篤子（挾間）
小野信一（挾間）
佐藤弘光（挾間）
首藤栄（挾間）
田中建次（挾間）
平岡照受（挾間）
後藤明（挾間）
（商業部会長）
坂本光広（庄内）
（工業部会長）
渕上眞幸（湯布院）
（観光・サービス業部会長）
大谷健一郎（青年部長）
髙倉セツ子（女性部長）

〔監事〕

高橋悦夫（湯布院）
大塚雅彦（庄内）
（以上順不同）

所得税改正のあらまし

○少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

＜適用時期＞

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得し、事業の用に供する30万円未満の減価償却資産について適用されます。

※注　適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価格の合計額が300万円を超えるときは、その取得価格の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価格の合計額が限度となります。

○住宅ローン控除における既存住宅の範囲の見直し

居住者が、耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、その取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たすときは、当該既存住宅を耐震基準に適合する既存住宅とみなして、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。尚、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、適用されません。

＜適用時期＞

平成26年4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用されます。

○平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象となる方が拡大され、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が、売上など収入金額、仕入れや経費に関する金額等を帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

○納付期限と振替期日

平成26年分確定申告の納付期限は次の通りです。

「申告所得税及び復興所得税」の期限は平成27年3月16日（月）。「消費税及び地方消費税」（個人事業者）の納付期限は平成27年3月31日（火）。

振替納税の振替日は次の通りです。

「申告所得税及び復興所得税」の振替日は平成27年4月20日(月)。「消費税及び地方消費税」（個人事業者）の振替日は平成27年4月23日（木）。

詳しい内容については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）平成26年分所得税の改正あらましをご覧ください。

スクラム

提灯バル

昨年11月30日、湯布院支部では「由布院提灯バル」を開催しました。

バルとは参加者が3～5枚綴りのチケットを手に町内の居酒屋や飲食店を食べ飲み歩きするイベントで、地域や飲食店の活性化の一環として注目されており、全国的に広まりを見せています。

当日は商工会加盟の飲食店20店舗が各お店自慢の一品を提供。沖縄料理から焼鳥、イタリアンなどバラエティに富んだ一品を味わえるとあって、開始直後から満席となるお店が相次ぎ、賑わいをみせていました。また乙丸公民館の本部では、ゆふいん源流太鼓や雲取神楽座の公演も行われ、イベントに花を添えました。

開店間近の本部会場

親睦旅行

庄内支部は、昨年11月30日に親睦会を実施しました。九州国立博物館、福岡市動植物園、太宰府天満宮を巡る日帰りバスツアーでした。会員及び家族、従業員と職員合わせて36名が参加しました。

はじめに、角田副会長から「皆さんの親睦を図り、日頃の忙しさを忘れ楽しい一日を過ごしましょう」と挨拶がありました。

動植物園では皆さん我を忘れてはしゃいで楽しんでいました。九州国立博物館では、台北國立故宮博物館院特別展を観覧しました。最終日とあって多くの入場者があり混み合っていましたが、日本初の台北文化の文物の数々を鑑賞しました。

雨模様でしたが、参加者はお互いに親睦を深めた一日でした。

九州博物館の山笠前

行政懇談会

昨年12月16日、挾間町陣屋の村で行政懇談会が行われました。市からは首藤市長、島津副市長、平井環境商工部長、佐藤商工観光課長が出席、市議会からは工藤議長、長谷川建設常任委員長、甲斐建設常任副委員長が出席されました。

懇談会では、利光会長が①市補助金の継続交付②中小企業振興基本条例の制定③地域お買物券事業補助④地域イベント事業の見直しを要望し、市からは、要望に沿うよう善処していくとの返答がありました。この後、意見交換に入り、出席者から様々な質疑等が行われました。意見交換では、これからの行政運営やまちづくりについて、行政と商工会が共に知恵を出し合って、より良い方法を話し合うことで懇談会を終了しました。

要望を市執行部と議会に伝える

新年互礼会

挾間町のはさま未来館で商工会が主催し、約２００人が出席しました。

島津副市長が開会の言葉を述べ、利光会長が「新年を迎え、由布市の一段の躍進を期して、清新の気がみなぎるのを感じている」とあいさつ。首藤市長が「今年は、合併して10年を迎える。記念大会を盛大にやり、みんなの記憶に残るものにしたい」と年頭のあいさつを述べられました。

この後、来賓の工藤市議会議長、近藤県議会議長、諏訪県中部振興局長があいさつ。農木大分南署長の発声で乾杯をしました。アトラクションでは、はさま里唄保存会による踊りが披露され、新春の祝いに華を添えていました。また、抽選会が行われ、新春の祝いを一層高めていました。終わりに江藤県議の音頭で万歳三唱をし、角田副会長が閉会の言葉を述べ終了しました。

来賓の挨拶を聞く参加者

お買物券の換金はお済ですか

お買物券の換金期限が近づいています。期限が過ぎると換金できませんので、早めの換金をお願いいたします。

お買物券の換金期限は次の通りです。

○ゆふラッキーお買物券
（換金期限）
平成27年2月25日まで

○福祉券
（換金期限）
平成27年3月25日まで

○ゆ～ふ～ワク・ワクお買物券
（換金期限）
券面記載の使用期限から2ケ月以内（最終日は平成27年7月24日）

換金に必要な手続き

①お買い物券換金請求書兼領収書（商工会にあります。）
②裏面に署名捺印したお買物券を添えて、庄内本所、湯布院支所、挾間支所で手続きをお願いします。

換金日
月曜日から金曜日まで。土日祝祭日を除きます。

支払日
毎月10日締日（15日支払）、25日締日（月末支払）
ただし、支払日が土、日、祝祭日、年末年始と重なる場合は、金融機関の前営業日となります。

由布市健康マイレージお買い物券の取扱い

由布市が行っている健康マイレージ事業景品です。由布市健康増進課から該当者に直接支給します。

問い合わせ先
由布市健康増進課
（0977-84-3111）

①額面
千円

②使用期間
平成27年1月13日から5月31日

③換金期間
平成27年1月13日（火）から7月24日（金）

④換金日
月曜日から金曜日まで。土日祝祭日を除きます。

⑤支払日
毎月10日締日（15日支払）、25日締日（月末支払）
ただし、支払日が土、日、祝祭日、と重なる場合は、金融機関の前営業日となります。

労働なんでも相談

【日時】
平成27年2月12日（木）

【相談時間】
11時～15時

【会場】
湯布院コミュニティセンター2階　学習室（由布市湯布院町3738の1）

会場で相談員（県職員）が直接相談をお受けします。◆予約は不要です。◆相談は無料です。◆秘密は厳守します。

◇相談事例
職場や仕事の悩み・トラブルから、ちょっとした疑問・質問まで、労働に関することならなんでもご相談ください。

【問い合わせ・電話相談】
▼電話097-532-3040（携帯・公衆電話からの労働相談専用ダイヤル）
▼電話0120-601-540（固定電話からの労働相談専用フリーダイヤル）

掛金に国の助成が受けられる!
中退共
CHU-TAI-KYO
中小企業退職金共済事業本部
●国の制度だから安心　●掛金は全額非課税
●外部積立型で管理が簡単　●パートさんの加入もOK
詳しくはホームページをご覧ください。
中退共　検索　http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
(独)勤労者退職金共済機構　中小企業退職金共済事業本部
TEL(03)6907-1234　FAX(03)5955-8211

小さな掛金 大きな 安心
商工貯蓄共済
貯蓄・保険・融資
商工貯蓄共済
貯蓄・保険・融資で大きな安心
商工貯蓄共済は、許可事業として国・県の指導を得た事業であり、福利厚生と事業資金の貯蓄を兼ねた、「貯蓄・融資・生命保証」が三位一体となった商工会員のための制度です。
■貯　蓄　自己資本の充実・健全な経営に役立ちます。
■保　険　万一の場合に大きな保障（生命保険）があります。
■融　資　経営の合理化を応援します。ご利用ください。
ちからになりたい 商工会